

# 第3章

---

---

## 第一次・第二次実施計画の取組状況

---

---

## 第3章 第一次・第二次実施計画の取組状況

第三次実施計画の策定に当たっては、これまで推進してきた第一次・第二次実施計画の成果及び課題や、特別支援教育への転換等をはじめとする近年の国の動向等を踏まえ、都の特別支援教育が抱える今日的な課題の解決に向けた計画を策定することが重要です。

ここでは、第一次・第二次実施計画の評価について、都における特別支援教育体制の整備、都立特別支援学校における個に応じた教育内容の充実、都立特別支援学校の適正な規模と配置、区市町村における特別支援教育の充実への支援、都立高等学校等における特別支援教育の充実、都民の理解啓発の充実の観点から、その取組状況と課題について整理を行います。

### 1 第一次・第二次実施計画の主な取組と評価

#### (1) 都における特別支援教育体制の整備

都教育委員会が平成 15 年度に実施した調査によれば、都内の公立小・中学校には、特別な支援を必要とする児童・生徒が 4.4%在籍しているとの結果を得ました。この結果を踏まえ、都教育委員会では、特別な支援を必要とする児童・生徒はすべての学校・学級に在籍していることを前提に、第一次・第二次実施計画において特別支援教育体制の整備に努めてきました。

##### ア 校内体制の整備

###### 特別支援教育コーディネーターの指名・育成

都教育委員会では、特別支援教育体制を整備するに当たり、特別支援教育コーディネーターの指名を進めました。特別支援学校及び小・中学校においては平成 19 年度までに、都立高等学校等においては平成 20 年度に、すべての学校で指名を完了しました。

【表3 特別支援教育コーディネーターの指名状況(平成 21 年度)】

幼稚園	小学校	中学校	高等学校等
76%	100%	100%	100%

特別支援教育コーディネーターの育成を図るため、平成 17 年度より「特別支援教育コーディネーター育成研修(都立特別支援学校対象)」「特別支援教育コーディネーター養成研修(小・中学校対象)」を実施し、平成 20 年度からは幼稚園教諭を対象とした「特別支援教育コーディネーター養成研修」及び高等学校教諭を対象とした「高等学校特別支援教育コーディネーター研修」を、更に平成 22 年度からは「特別支援教育コーディネータースキルアップ研修」をそれぞれ開始しました。これらの研修を、平成 21 年度までに約 1,500 名の教員が受講し、特別支援教育コーディネーターとしての専門性を高めています。

各区市町村においても、独自に育成研修が企画・実施されており、都教育委員会が実施する研修と合わせて、幼稚園や小・中学校の特別支援教育コーディネーターの育成が計画的に進められています。

今後は、発達障害の幼児・児童・生徒の早期発見・早期支援の重要性等に考慮し、幼稚園・保育所における体制の整備・充実に向けて、特別支援教育コーディネーターの指名と育成を一層推進していく必要があります。

###### 校内委員会<sup>a</sup>の設置

校内における特別な支援を必要とする児童・生徒の実態把握や支援策の検討・調整、教員

及び保護者を対象とした研修や情報提供等を行うために、幼稚園、小・中学校、都立高等学校等に校内委員会の設置を進めてきました。

平成 21 年度現在の設置率は幼稚園が 77%、小・中学校、都立高等学校等においては 100% であり、いずれも全国平均を上回る設置率となっています。

## イ 個別の教育支援計画等の作成と活用

特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対し、適切な指導と必要な支援を実現していくためには、個別指導計画や個別の教育支援計画の作成と活用が極めて大切です。

都教育委員会では、平成 17 年度から全都立特別支援学校で個別の教育支援計画の導入を開始しました。また、平成 18 年度には「小・中学校等のための個別の教育支援計画の策定と活用 Q & A」の作成・配布等を行い、平成 19 年度からは小・中学校の特別支援学級においても個別の教育支援計画の作成・活用による支援の充実に取り組んでいます。

現在では、都立特別支援学校や小・中学校の特別支援学級はもとより、幼稚園、小・中学校の通常の学級、都立高等学校等においても、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒のために、個別指導計画や個別の教育支援計画に基づく個に応じた指導と評価の充実に図られつつあります。

【表 4 個別指導計画等の作成状況（平成 21 年度）】

	個別指導計画	個別の教育支援計画
幼稚園	59%	37%
小学校	87%	55%
中学校	70%	46%
高等学校	10%	9%

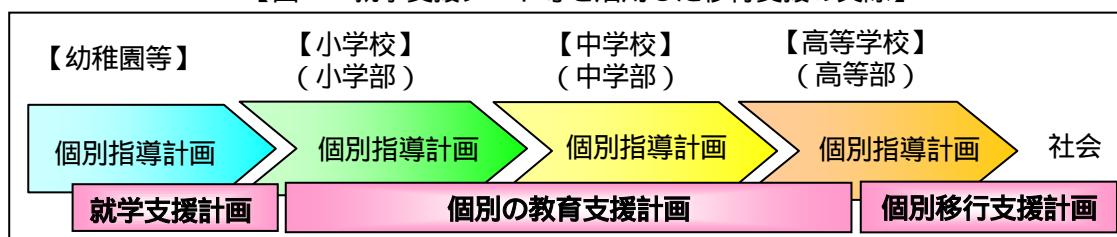
今後は、通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒の指導と支援の充実に向けて一層の普及に努めるとともに、個別の教育支援計画が学校間の移行支援ツールとしても十分に機能するよう、書式や整理・活用のあり方を工夫・改善していく必要があります。

## ウ 「就学支援計画」<sup>b</sup>（「就学支援シート」<sup>c</sup>及び「就学支援ファイル」<sup>d</sup>）の導入

「入学や進級・進学節目ごとに支援の連続性が断ち切られる」という保護者の指摘等を踏まえ、就学前の教育（保育や療育）の成果や支援の手だて、就学後も引き継いでほしい指導内容・方法等について、保護者の参画も得ながら円滑な移行支援を行うことを目的に、「就学支援シート」の研究・開発と普及に努めてきました。

都教育委員会では、この「就学支援シート」と区市町村教育委員会が都立特別支援学校への就学に当たって作成する「就学支援ファイル」を就学移行期における個別の教育支援計画として位置付け、幼児期から学齢期への円滑な移行を支援しています。

【図 1 就学支援シート等を活用した移行支援の実際】



「就学支援シート」は、第一次実施計画で行ったモデル事業の成果に基づき、平成 19 年度より全都において順次導入を開始しました。その結果、「個別指導計画の作成に役立った。」「幼稚園等の就学前機関との情報交換が効果的に行えた。」「入学前の保護者の不安を軽減することができた。」などの成果が報告されています。

今後は、本格導入から 3 年が経過した実施の現状と課題等を踏まえ、書式や作成・活用のあ

り方について見直しを行い、移行支援の充実に向けて更に普及に努める必要があります。

## エ 「エリア・ネットワーク」による支援の充実

第一次実施計画において、障害のある幼児・児童・生徒やその保護者に対して適時・適切な支援を行うための地域性と専門性を備えたシステムとして「エリア・ネットワーク構想」を示しました。「エリア・ネットワーク」は、各区市町村を基礎的な単位として教育、福祉、医療、保健、労働等の関係機関等がネットワークを構築する「特別支援プロジェクト」と、特別支援学校と地域の幼稚園、保育所、小・中学校、都立高等学校等が日常的な連携を図る「パートナーシップ（学校間連携）」を主な機能としています。

本構想に基づき、都教育委員会では、第一次実施計画において都・区立知的障害特別支援学校（小・中学部設置校）を「エリア・ネットワーク」のセンター校<sup>e</sup>に指定し、地域支援の体制を整えてきました。これにより、地域の小・中学校や区市町村教育委員会との積極的な連携が図られるようになり、巡回相談の実施や研修会への講師派遣、合同研修会の実施などを通じて「パートナーシップ」が強化されつつあります。

今後は、発達障害の幼児・児童・生徒への適切な指導と必要な支援の実現、適切な就学の推進、障害のある幼児・児童・生徒の理解推進や自立と社会参加に向けた支援の実施などの観点から、個別の教育支援計画等に基づく支援会議<sup>f</sup>や移行支援を一層充実させるなどして、地域の実情に応じたネットワークの構築・強化に努める必要があります。

## オ 副籍制度の充実

共生社会の実現に向け、都立特別支援学校に在籍する児童・生徒の地域とのつながりを維持・継続するため、副籍制度の拡充に努めました。第一次実施計画で行った「副籍モデル事業」の成果に基づき、平成 19 年度より小・中学部を設置する全都立特別支援学校において副籍制度を導入し、お便り交換や行事の案内の送付等による「間接交流」や、授業や行事に参加する「直接交流」を実施しました。平成 21 年度の副籍制度による交流の実施状況は以下のとおりであり、各区市町村において地域や学校の実情に応じた様々な取組が行われています。

今後は、本格導入から3年が経過した実施の現状と課題等を踏まえ、ガイドラインの見直しと実施内容の更なる工夫が必要です。

【表5 副籍の実施状況（平成21年度）】

	児童・生徒数	全在籍に対する割合
間接交流のみ実施	948人	18%
直接交流を実施	1,071人	20%
計	2,019人	38%

## (2) 都立特別支援学校における個に応じた教育内容の充実

### ア 自閉症の児童・生徒の教育課程<sup>g</sup>の研究・開発

第一次実施計画においては、「知的障害養護学校における自閉症の児童・生徒の教育課程の研究・開発事業に関する検討委員会」を設置し、教育課程の研究・開発に努めました。その成果として、「自閉症の児童・生徒のための教育課程の編成について」（平成 17 年度）、「自閉症の障害特性に応じた教育のガイドライン」（平成 18 年度）を作成し、「社会性の学習」の基本的な考え方や実践例を示しました。

また、第二次実施計画では平成 20 年度から、小・中学部を設置するすべての都立知的障害特別支援学校において自閉症の児童・生徒で編成した学級での指導を実施できることとし、「自閉症学級のための学習環境の構造化について」(平成 21 年度)等を作成するなどして、自閉症教育の充実方策について指針を示してきました。こうした実践の積み重ねに基づき、平成 22 年度からは、小・中学部を設置するすべての都立知的障害特別支援学校において自閉症の児童・生徒で編成した学級での指導を実施することとしました。

こうした実践研究の継続によって得られた社会性や認知・コミュニケーション等の障害特性に応じた教育課程の充実、自閉症を伴わない児童・生徒も含め、すべての児童・生徒に対する個に応じた指導の充実に応用できるものと考えます。今後は、小・中学部の普通学級や重度・重複学級における成果の普及、高等部における自閉症教育の在り方の検討などが課題です。

#### イ 都立知的障害特別支援学校高等部職業学科の設置と教育課程の研究・開発

第一次・第二次実施計画において5校の設置を計画し、これまで3校(都立永福学園、都立青峰学園、都立南大沢学園)が開校しました。それぞれの学校においては、近年の都立知的障害特別支援学校卒業生の就労状況を踏まえ、ビルクリーニングコース、ロジスティックコース、食品コース、福祉コース等を設け、職業に関する専門的な教育を行っています。

平成 21 年度に最初の卒業生が巣立った都立永福学園においては、企業就労率 96%という実績を上げています。また、平成 19 年度に開設した都立足立特別支援学校高等部普通科職業コースにおいても、第 1 回卒業生は企業就労率 100%を達成しました。

#### ウ 都立特別支援学校における職業教育及びキャリア教育<sup>h</sup>の充実と就労支援体制の整備

平成 19 年度から平成 21 年度まで、都立知的障害特別支援学校高等部普通科設置校を対象に「職業教育改善推進校」を毎年 8 校ずつ指定し、作業学習<sup>i</sup>の充実等を目的とした実践研究を進めました。その成果として、新たな作業種目の開発や既存の作業種目の充実はもとより、民間企業・団体等との連携による「特別支援学校版技能検定制度<sup>j</sup>」の開発・実施や、障害が重い生徒の職業教育の在り方についてまとめました。

また、平成 20 年度には「キャリア教育推進委員会」を設置し、「特別支援学校版キャリア教育発達段階表」の作成や、小・中学部における具体的な授業モデル並びに就業体験の実践例の例示、高等部における教科「職業」の指導内容の分析などにより充実を図りました。

さらに、就労サポーター事業<sup>k</sup>の実施、企業向けセミナー<sup>l</sup>や保護者向けセミナーの開催、就労に関する理解啓発 DVD の作成、民間の活用による企業開拓と開拓情報の共有等を通じて、都立特別支援学校に在籍する生徒の職業的な自立を図る就労支援体制の構築に努めています。

今後は、新たな職業学科の開設等によって毎年の卒業生が増えていくことを踏まえ、全都的な就労支援システムを構築していくことが課題です。

#### エ 都立肢体不自由特別支援学校における新たな指導体制の整備

障害の重度・重複化に適切に対応するため、教員を含めた複数の専門家による「チーム・アプローチ体制<sup>m</sup>」について試行してきました。

今後は、検証の結果に基づき、第三次実施計画において全都立肢体不自由特別支援学校への円滑な導入を図っていきます。

#### 自立活動<sup>n</sup>の外部専門家(理学療法士<sup>o</sup>等)の配置

平成 16 年度より順次導入を開始し、平成 21 年度現在では、すべての都立肢体不自由特別支援学校で自立活動の専門家(作業療法士<sup>o</sup>、理学療法士、言語聴覚士<sup>p</sup>等)が活躍していま

す。具体的には、児童・生徒のアセスメント<sup>9</sup>の実施、指導内容・方法に関する教員への助言等を行い、教員と協力して児童・生徒の成長・発達を支援しています。

#### **非常勤看護師の配置**

平成 18 年度より導入を開始し、平成 22 年度（4/1 現在）には、都立肢体不自由特別支援学校 16 校で計 106 名の非常勤看護師が、医療的ケア<sup>10</sup>を必要とする児童・生徒の支援に当たり、安全・安心な学校生活を支えています。

#### **介護の専門家<sup>8</sup>の導入**

第二次実施計画に基づき、都立肢体不自由特別支援学校の教育条件の改善を図るため、都立永福学園と都立青峰学園において介護の専門家の導入に関する試行を行い、教員と介護の専門家の役割分担等について検証しています。

### **オ 障害が重い児童・生徒に対する小学部から高等部まで一貫した教育に関する研究・開発**

第二次実施計画に基づき、都立肢体不自由特別支援学校における 12 年間の一貫性のある指導に関する評価基準を作成するため、国立大学法人東京学芸大学に研究を委託し、「学習習得状況把握表」<sup>11</sup>（平成 20・21 年度）を作成しました。

今後、「学習習得状況把握表」を十分に活用することにより、障害が重い児童・生徒に対する小学部から高等部までの一貫性のある指導の確立が期待できます。

### **カ 複数の障害教育部門の専門性を活かした教育課程の研究・開発**

複数の障害教育部門の専門性を活かした特色ある教育課程の編成に向けて連絡協議会を設置し、「複数の障害教育部門を活かした教育活動事例集」をまとめました。事例集は、都立久我山青光学園や都立青峰学園の教育課程や自立活動の指導の在り方、特別活動の工夫等について検討する際に活用しました。

## **（3） 都立特別支援学校の適正な規模と配置**

第一次・第二次実施計画において、都立聴覚障害特別支援学校の在籍者の減少、都立肢体不自由特別支援学校の通学時間の短縮、都立知的障害特別支援学校の在籍者の増加等に対応するために、都立特別支援学校の再編整備を進めてきました。

今後とも、障害のある児童・生徒数の将来推計等に基づき、教育環境の整備に必要な学校再編を推進し、都立特別支援学校の適正な規模と配置を図ります。

### **ア 都立聴覚障害特別支援学校の適正な規模と配置**

都立聴覚障害特別支援学校は、昭和 34 年度の 1,521 人をピークに在籍者が減少を続け、平成 16 年度には 591 人となりました。当時、8 校設置されていた都立聴覚障害特別支援学校の多くでは、在籍者の減少により適切な学級・学校規模を確保することが難しい状況にあったことから、教育活動の活性化や聴覚障害教育の専門性の維持・向上を図るため、都立聴覚障害特別支援学校の再編（8 校 4 校）を行いました。

この再編の過程において、平成 18 年 4 月に大学進学等のニーズにこたえる中高一貫型の都立中央ろう学校を開校しました。都立聴覚障害特別支援学校の在籍者は、平成 22 年度現在 626 人と微増（平成 16 年度比 35 人増）ですが、再編によって各学校の適切な学級・学校規模が確保されるようになりました。

### **イ 都立肢体不自由特別支援学校の適正な規模と配置**

都立肢体不自由特別支援学校においては、スクールバスの乗車時間の短縮が課題となってい

ました。そのため、第一次実施計画では、都立永福学園及び都立青峰学園に肢体不自由教育部門（小・中・高）を併置することにより、都立光明特別支援学校及び都立あきる野学園の通学区の縮小を図るなど、児童・生徒の通学負担を軽減するために学校配置の適正化を進めました。

また、第二次実施計画では、板橋学園特別支援学校（仮称）と東部地区学園特別支援学校（仮称）に肢体不自由教育部門を併置することにより、主に都立北特別支援学校及び都立江戸川特別支援学校の通学区の縮小を図る計画に着手しています。

#### ウ 都立知的障害特別支援学校の適正な規模と配置

##### 知的障害が軽い生徒を対象とした高等部職業学科、普通科職業コースの設置

第一次実施計画において3校の設置を計画しました。平成19年度に都立永福学園、平成21年度に都立青峰学園、平成22年度に都立南大沢学園がそれぞれ開校しました。職業学科に対する都民の期待は高く、平成22年度入学者の応募状況は定員の2.05倍（3校平均）でした。

第二次実施計画においては、更に2校（板橋学園特別支援学校（仮称）東部地区学園特別支援学校（仮称））の設置を予定し、計画に着手しています。

##### 複数の障害教育部門を併置する都立特別支援学校の設置

第一次実施計画における都立多摩桜の丘学園の知・肢併置化、第二次実施計画における都立久我山青光学園の視・知併置化、府中地区特別支援学校（仮称）及び江戸川地区特別支援学校（仮称）の知・肢併置化等により、教育内容・方法の充実と都立知的障害特別支援学校の適正な規模と配置に努めてきました。

##### 都立知的障害特別支援学校単独校の設置

第一次実施計画では、都立ろう学校跡地の活用により3校（都立田園調布養護学校：平成18年度開校、都立品川特別支援学校：平成23年度開校予定、江東地区第二養護学校（仮称）：平成24年度開校予定）の設置を計画しました。

また、第二次実施計画では、都立ろう学校跡地や都立高等学校跡地の活用によって更に2校（練馬地区特別支援学校（仮称）：平成24年度開校予定、港地区第二特別支援学校（仮称）：平成26年度開校予定）の設置を計画し、既に着手しています。

#### エ 都立病弱特別支援学校の適正な規模と配置

慢性疾患等により通学が困難な生徒のために、第一次実施計画において都立久留米特別支援学校に高等部を設置しました（平成18年度）。平成22年度5月1日現在、13名の高等部生徒が寄宿舍で生活しながら学んでいます。

#### オ 寄宿舍の適正な規模と配置

都教育委員会では、都立特別支援学校の適正な配置やスクールバスの整備により児童・生徒の通学負担の軽減に努めてきました。平成18年には入舎基準の改正を行い、寄宿舍を利用できる「通学困難」を島しょ地区に在住する場合等に限定しました。

寄宿舍の再編については、11舎設置（平成16年度）していた寄宿舍を、第二次実施計画までに7舎に再編しました。

### （４）区市町村における特別支援教育の充実への支援

#### ア 「特別支援教育体制モデル事業」の実施

小・中学校における特別支援教育の推進体制の整備に向け、平成 16 年度から 18 年度までの 3 年間、北区、八王子市、調布市、あきる野市の協力を得てモデル事業を実施しました。本モデル事業においては、校内体制の整備に関すること、巡回指導・相談等に必要な体制整備に関すること、特別支援教育の理解啓発に関することなどを検証内容とし、その成果を「東京の特別支援教育」(平成 19 年 3 月)にまとめました。

## イ 都立特別支援学校のセンター的機能の充実

### 都立特別支援学校のセンター的機能

各学校では、特別支援教育コーディネーターを中心に、積極的に地域支援を展開しています。区市町村教育委員会や小・中学校からの支援要請件数も年々増加の傾向にあり、「特別支援教育コーディネーターに期待すること」としては、支援が必要な児童・生徒の指導への助言・援助、研修会・講習会の講師、適切な就学支援への援助・助言が上位を占めています。

### 都立視覚障害特別支援学校、都立聴覚障害特別支援学校への通級による指導の実施

都立特別支援学校のセンター的機能の一環として、第一次実施計画における教育課程の研究・開発に関するモデル事業に基づき、平成 20 年度から都立視覚障害特別支援学校、都立聴覚障害特別支援学校の小・中学部設置校において、区市町村の小・中学校に在籍する児童・生徒を対象に通級による指導を開始しました。各学校は、地域における指導・相談の拠点としての役割を担っています。

【表 6 都立特別支援学校への通級による指導の実施状況】

	平成 20 年度	平成 21 年度
視覚障害特別支援学校	2 件	7 件
聴覚障害特別支援学校	0 件	7 件
利用者計	2 件	14 件

## ウ 通級指導学級での指導の開始・終了判定システムの構築

第二次実施計画に基づき、平成 20 年度に三鷹市と瑞穂町の協力を得てモデル事業を実施しました。利用者の増加傾向が著しい情緒障害等通級指導学級における対応を中心に、通級指導学級での指導の開始及び指導の延長・終了に当たっての判定システムを構築することを趣旨として、判定委員会の設置、指導開始・終了の判定のあり方等について研究・検証を行い、ガイドラインとして「通級指導学級での指導の開始・終了判定システムの構築に関する調査研究事業報告書」(平成 21 年 3 月)をまとめました。

今後は、各区市町村において、ガイドラインをもとに地域の実情に応じた判定システムを構築していくことが課題です。

## エ 特別な支援を必要とする子供の早期からの支援体制の整備

特別な支援を必要とする子供の早期発見・早期支援の重要性に考慮し、第二次実施計画において、区市町村における体制整備に向けた以下の 2 つのモデル事業を実施しました。

今後は、これらモデル事業の成果を活かし、区市町村における早期からの支援体制整備に向けた指針を示していくことが課題です。

### 「特別な支援を必要とする子供に対する関係機関の早期支援の連携モデル事業」の実施

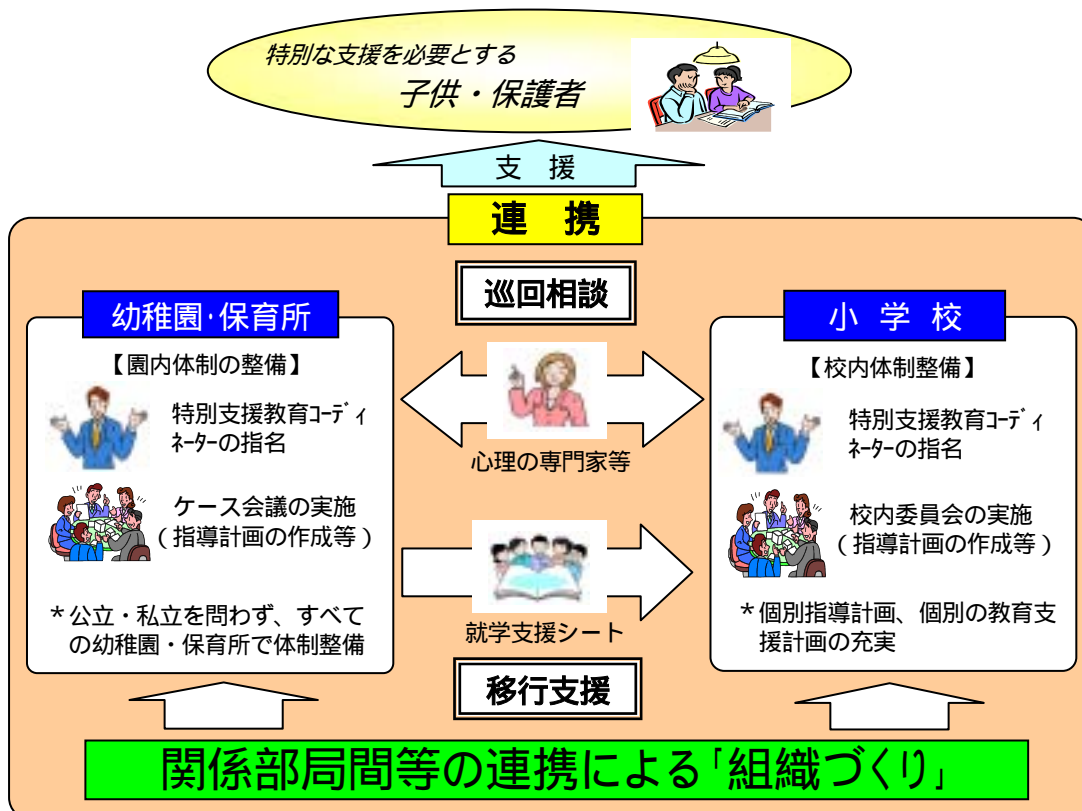
発達障害の子供の早期発見・早期支援の重要性を考慮し、都教育委員会は第二次実施計画においてあきる野市教育委員会の協力を得て「特別な支援を必要とする子供に対する関係機



関の早期支援の連携モデル事業」を実施し、その成果を同事業の報告書（平成 22 年 3 月）において「早期発見・早期支援の体制整備に向けた 4 つの柱」として以下のとおり示しました。

- a) 教育委員会と福祉部局、就学前機関と学校をつなぐ「組織づくり」
- b) 心理の専門家等による幼稚園、保育所への巡回相談の実施
- c) 幼稚園、保育所における特別支援教育コーディネーターの指名
- d) 「就学支援シート」を活用した小学校への移行支援

【図 2 区市町村における早期連携・早期支援の連携モデル】



#### 「就学時健康診断<sup>u</sup>の在り方に関する調査研究事業」の実施

発達障害の子供に対する適切な就学支援を行うために、東村山市教育委員会と清瀬市教育委員会の協力を得て、平成 20・21 年度に「就学時健康診断の在り方に関する調査研究事業」を実施しました。本事業では、就学時健康診断の内容や実施方法・体制等の見直しを行い、円滑な就学相談の実施につながる就学時健康診断の在り方について調査研究を行いました。

今後は、前述した「特別な支援を必要とする子供に対する関係機関の早期支援の連携モデル事業」や「就学時健康診断の在り方に関する調査研究事業」の成果等を踏まえ、特別な支援が必要と思われる子供の早期からの連続性のある支援の在り方を工夫・研究していくことが課題です。

### (5) 都立高等学校等における特別支援教育の充実

#### ア 校内体制の整備

第二次実施計画では、すべての都立高等学校等において、特別支援教育コーディネーターの指名及び特別支援教育に関する委員会の設置を行いました。今後は、こうした支援体制を十分

に活用し、個別指導計画や個別の教育支援計画の作成などを通じて、発達障害の生徒の教育内容・方法の充実を図っていくことが課題です。

#### イ 都立高等学校等への巡回相談等による支援の実施

第二次実施計画に基づき、東京都特別支援教育推進室<sup>v</sup>が拠点となって、都立高等学校等からの要請に応じて臨床発達心理士等の心理の専門家を派遣しています。

平成 22 年度は、都立高等学校等の中から校内体制が整っている学校（11 校）をモデル校に指定して実施しています。

#### ウ 国の委嘱によるモデル事業の実施

第一次・第二次実施計画期間中に、国の委嘱を受けたモデル事業を以下のとおり実施しました。その結果、実施の対象となった各学校においては、他の都立高等学校等の参考となる校内体制や指導内容・方法の充実が図られつつあります。

都教育委員会では、事業の成果を「高等学校における発達障害のある生徒への支援」（平成 20 年 3 月）「高等学校における特別支援教育の推進」（平成 21 年 3 月）「高等学校における特別支援教育の充実」（平成 22 年 1 月）等のリーフレットにまとめました。

今後は、モデル校における実践をもとに、全都立高等学校等において特別支援教育の理解推進を図り、成果の普及に努めていく必要があります。

【表 7 高等学校におけるモデル事業の実施状況】

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
モデル事業	世田谷泉高校					→
		六本木高校				→
		大江戸高校				→
		桐ヶ丘高校				→
			稔ヶ丘高校			→
			八王子拓真高校			→
					足立東高校	→

\* モデル事業：特別支援教育体制推進事業・東京都における発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業・高等学校における発達障害支援モデル事業

#### エ 「都立高等学校等発達障害支援研究協議会」の開催

第二次実施計画に基づき、都立高等学校等における特別支援教育体制の構築及び充実を図るため、「高等学校における発達障害への支援に関わる研究協議会」を開催し、高等学校における事例報告や情報交換を行っています。

### （6）都民の理解啓発の充実

共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒や都立特別支援学校の教育内容等に関する理解啓発を図るため、第一次・第二次実施計画を通じて、理解啓発 DVD やリーフレット類の作成、理解啓発行事の実施、授業公開の充実などに取り組んできました。

また、副籍制度の実施はもとより、「特別支援学校に在籍する児童・生徒の理解教育の充実事業」を実施し、都立特別支援学校と地域の小・中学校、都立高等学校等との学校間交流等を通じて理解教育の充実を図ってきました。

幼稚園教育要領<sup>w</sup>並びに小・中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領<sup>x</sup>に「交流及び

共同学習の推進」が新たに示されたことなどを契機に、今後は、各学校が行ってきた交流・理解啓発活動を一層充実させるとともに、あらゆる機会を有効に活用しながら都民への理解啓発活動を継続的・発展的に行っていく必要があります。

- 
- a 校内委員会  
学校内に置かれた発達障害等の児童・生徒の実態把握及び支援の在り方等について検討を行う委員会。
- b 就学支援計画  
発達障害を含む障害のある児童一人一人の適切な就学や就学後の教育内容・方法の充実を図るため、幼稚園の教員や保育所、療育機関等の職員が、保護者と共に作成する計画のこと。乳幼児期から学齢期への円滑な移行を支援する。
- c 就学支援シート  
就学支援計画に含まれる書式の一つ。障害のある児童が豊かな学校生活を送ることができるよう、障害の様子や指導の手立て・手掛かり、就学後も引継いでほしい支援の内容、保護者の要望等についてまとめ、就学前機関から小学校等に引継いでいくもの。小学校は、就学支援シートを個別の教育支援計画及び個別指導計画の作成に役立てることが重要である。
- d 就学支援ファイル  
障害の状態に応じた最も適切な学校を決定するため、区市町村教育委員会や都教育委員会で行う「就学相談」の際に作成する資料をファイリングし、保護者の了解の下、就学先の特別支援学校や小・中学校につなげていくもの。
- e センター校  
「エリア・ネットワーク」の拠点となる学校。小・中学部を設置する知的障害特別支援学校を指定している。
- f 支援会議  
学校が作成する個別の教育支援計画に基づき、障害のある幼児・児童・生徒に対する適時・適切な支援を実施するために、教育、福祉、医療、保健、労働等の関係者が必要に応じて集まって行う会議のこと。
- g 教育課程  
法令に基づき、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動等について、それらの目標やねらいを実現するよう教育の内容を学年に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の基本計画。
- h キャリア教育  
特別支援学校等におけるキャリア教育とは、児童・生徒の実態に応じて、労働や就職・就労のみにとらわれず、自分でできることを増やしていこうとする態度・意欲（勤労観）をはぐくみ、自らの生き方を主体的に考え、進路を適切に選択できる能力・態度（職業観）を障害の特性や発達段階に応じて育成する教育のこと。
- i 作業学習  
作業活動を中心にしながら、児童・生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものである。作業学習で取り扱われる作業活動の種類は、農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、食品加工など様々である。
- j 特別支援学校版技能検定制度  
例えば、就労に向けて「清掃」のスキルを生徒が正しく身に付けることや都立特別支援学校全体として清掃の指導方法及び評価を統一することをねらいに発足させた制度。民間企業の協力を得て実施している。本検定は、あくまでも「特別支援学校版」であり、公的な資格を与えるものではない。
- k 就労サポーター事業  
都教育委員会は、都立特別支援学校高等部生徒の就労促進を図る目的で、第一次実施計画に基づき、平成18年度から就労サポーター事業を導入した。就労サポーターは、都立特別支援学校の生徒の就労先・実習先の開拓及び確保や就労後の職場定着のための関係機関等との連携等の業務を行ってきた。
- l 企業向けセミナー  
企業に対し、障害者雇用に関する理解啓発、雇用、就業体験の受入の協力を求めるため、都教育委員会、都福祉保健局、都産業労働局が連携して開催するもの。
- m 自立活動  
個々の幼児・児童・生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う教育活動。健康の保持、心理的な安定、人間関係の形成、環境の把握、身体の動き、コミュニケーションの6つの内容がある。
- n 理学療法士（PT：Physical Therapist）  
理学療法を行う者。理学療法とは、リハビリテーションの専門分野である。身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行わせたり、電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいう。
- o 作業療法士（OT：Occupational Therapist）  
作業療法を行う者。作業療法とは、作業や日常生活の諸場面、遊びなどの諸活動を治療の手段として用い、身体や精神に障害のある者の機能の回復や維持、また、発達を促す技術体系である。

- 
- p 言語聴覚士（S T：Speech-Language-Hearing Therapist）  
構音障害、吃音（きつおん）、言語発達の遅れ、聴覚障害、失語症、嚥下（えんげ）障害など、言葉に関わる障害の評価とその改善を図る専門的な訓練や指導・助言を行う者。
- q アセスメント  
標準化された発達検査等を用いて、児童・生徒の障害の成長・発達の段階や技能水準等を把握すること。
- r 医療的ケア  
たんの吸引、経管栄養、導尿など、日常的に行う医療行為のこと。
- s 介護の専門家  
着替え、排せつ、食事など、児童・生徒の日常生活行為の支援を行うための人材（介護福祉士等）のこと。
- t 学習習得状況把握表  
障害が重い児童・生徒の学習の習得状況を把握し、学校での指導や評価を支援するツール。「見て理解する力」「聞いて理解する力」「コミュニケーションの力」の3領域について、担任等の教員が児童・生徒の学習に関する状況をパソコンに入力することにより、一人一人の児童・生徒の現在の学習習得の実態や今後の課題、代表的な指導事例が提示される。
- u 就学時健康診断  
法令により実施が定められている就学前の健康診断のこと。区市町村教育委員会が実施する。
- v 東京都特別支援教育推進室（旧：東京都就学相談室）  
平成20年度に、全都的な視野に立って特別支援教育を推進するセンターとして設置された。就学支援（就学相談及び入学相談関係業務）、就労支援、関係機関との連絡調整、情報提供、理解啓発を主たる機能とし、障害がある子供と保護者への支援や都民への情報提供等を行っている。
- w 教育要領  
文部科学省が告示する幼稚園、特別支援学校幼稚部の教育課程の基準のこと。幼稚園教育要領、特別支援学校の幼稚部教育要領がある。幼稚園や特別支援学校幼稚部における教育の目標や内容などについて「学校教育法施行規則」の規定を根拠に定めている。
- x 学習指導要領  
文部科学省が告示する小・中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校（小学部、中学部、高等部）の教育課程の基準のこと。各学校における教育の目標や教科等の内容などについて「学校教育法施行規則」の規定を根拠に定めている。

---

2 第一次・第二次実施計画に基づく都立特別支援学校設置状況

内容		設置場所	第一次実施計画				第二次実施計画							
開校予定年度	設置学部		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
中央ろう学校		暫定設置 中:大塚ろう学校内 高:石神井ろう学校内	基本計画 検討委員会	→	開校 設置場所(暫定) 中:大塚ろう学校 高:石神井ろう学校			移 転						
平成18年度 (平成21年度:新校舎へ移転)	中高	杉並ろう学校跡地			基本設計	実施設計	工事	工事						
大塚ろう学校		大塚ろう学校			中学部を中央ろう 学校へ再編			「城南分教室」に名称変更						
平成18年度	幼小													
〃品川分教室		品川ろう学校跡地			開室		城南特別支援 学校内へ移転		小学部募集停止					
平成18年度	幼小													
〃杉並分教室		杉並ろう学校跡地			開室				永福学園内 へ移転	「永福分教室」に名称変更				
平成18年度	幼小													
〃江東分教室		江東ろう学校跡地			開室							江東地区第二特別支援学 校(仮称)内に移転		
平成18年度	幼小													
田園調布特別支援学校		大田ろう学校跡地		工事 実施設計(改修)	開校 工事	工事								
平成18年度	知:高													
久留米特別支援学校 (高等部設置)		久留米特別支援学校	教育課程開発	→	高等部設置									
平成18年度	病:小中高													
多摩桜の丘学園		多摩桜の丘学園				開課程 (知的障害部門)								
平成19年度	知:小 肢:小中高													
平成22年度	知:小中高 肢:小中高				基本設計(知)	実施設計(知)	工事(知)	工事(知)						
永福学園		永福高等学校跡地	基本計画 検討委員会		基本設計(知) 実施設計(知)	工事(知)	開校(知)							
平成19年度 平成21年度	知:高(職) 肢:小中高				基本設計(肢)	実施設計(肢)	工事(肢)	工事(肢)	開課程(肢)					
足立特別支援学校 (高等部普通科職業コース設置)		足立特別支援学校				職業コース 設置								
平成19年度	知:高													
青峰学園		青梅東高等学校跡地	基本計画 検討委員会		基本設計	実施設計	工事	工事	開校					
平成21年度	知:高(職) 肢:小中高													
南大沢学園		南大沢学園 特別支援学校	基本計画 検討委員会		基本設計	実施設計	実施設計	工事	開校 工事					
平成22年度	知:高(職)													
品川特別支援学校		品川ろう学校跡地				基本設計	実施設計	工事	工事	開校				
平成23年度	知:小中													
江東地区第二養護学校(仮称)		江東ろう学校跡地				基本設計	実施設計	工事	工事	工事	開校			
平成24年度	知:小中													
久我山青光学園		久我山盲学校 青鳥特別支援学校 久我山分校		青鳥養護学校久我山分校の本校化 に関する検討			基本計画 検討委員会	工事	開校					
平成22年度	視:幼小中 知:小中				基本設計	実施設計								
練馬地区特別支援学校(仮称)		石神井ろう学校跡地					基本設計	実施設計	工事	工事	開校			
平成24年度	知:高													
府中地区特別支援学校(仮称)		府中特別支援学校 府中朝日特別支援学校				基本計画 検討委員会	基本設計	実施設計	工事	工事	開校			
平成24年度	知:小中高 肢:小中高													
板橋学園特別支援学校(仮称)		志村高等学校跡地					基本計画 検討委員会	基本設計 実施設計	実施設計 工事	工事	工事	開校		
平成25年度	知:高(職) 肢:小中高													
港地区第二特別支援学校(仮称)		赤坂高等学校跡地					基本計画 検討委員会	基本設計	実施設計	工事	工事	工事	開校	
平成26年度	知:小中													
江戸川地区特別支援学校(仮称)		小岩特別支援学校 江戸川特別支援学校					基本計画 検討委員会	基本設計	実施設計	工事	工事	工事	開校	
平成26年度	知:小中 肢:小中高													
東部地区学園特別支援学校(仮称)		水元高等学校跡地							基本計画 検討委員会	基本設計	基本設計 実施設計	実施設計 工事	工事	開校 工事
平成27年度	知:高(職) 肢:小中高													